

## 宮城県公報

発行

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	一
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	一
○生活保護法による指定介護機関の指定	(同)	二
○生活保護法に基づく指定施術者の変更の届出	(同)	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	五
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の辞退の届出	(同)	六
○介護保険法に基づく指定介護養型医療施設の辞退の届出	(同)	六
○県営土地改良事業の完了	(農村振興課)	六
○保安林の指定の解除の予定(二件)	(森林整備課)	六
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	六
○土地改良区の設定変更の認可	(北部地方振興事務所)	七

## 告 示

○宮城県告示第四百三十二号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその

例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十四年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
優歯科医院	名取市増田二丁目三・三九アンソレイユ 名取一F	平成二十四年四月二日
おひさまにこにこ歯科医院	利府町利府字新館二・七	平成二十四年四月一日
有限会社へびた調剤薬局	石巻市蛇田字東道下百十六・五	平成二十四年三月一日
有限会社さとう薬局田町店	石巻市八幡町一丁目六・五	平成二十四年五月一日

○宮城県告示第四百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十四年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
優歯科医院	名取市増田二丁目三・三九アンソレイユ 名取一F	平成二十四年三月三十一日
おひさまにこにこ歯科医院	利府町利府字新館二・七	平成二十四年三月三十一日
西條調剤専門薬局	石巻市中央一・十四・十	平成二十三年九月三十日
株式会社加茂薬局	岩沼市中央一丁目二・八	平成二十四年三月三十一日

○宮城県告示第四百三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出

があった。

平成二十四年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	平田内科整形外科	所在地	変更年月日
変更後	平田内科整形外科歯科		
栗原市栗駒岩ヶ崎上小路百十二		平成二十二年四月一日	

二 通所介護

事業所の名称	石巻医薬品センター薬局	事業所の所在地	申請者の名称	石巻市門脇三丁目十三・四十六	申請者の所在地	指定年月日
			株式会社石巻医薬品センタ			平成二十三年十月一日

事業所の名称	介護いつくしみの家別館	事業所の所在地	申請者の名称	栗原市一迫真坂字清水榎木二十三番地一	申請者の所在地	指定年月日
			有限会社グロリア・プランニング			平成二十四年一月三十日

三 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	石巻医薬品センター薬局	事業所の所在地	申請者の名称	石巻市門脇三丁目十三・四十六	申請者の所在地	指定年月日
			株式会社石巻医薬品センタ			平成二十三年十月一日

○宮城県告示第四百三十六号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律）平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十四年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百三十五号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十四年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅療養管理指導

変更前	氏 名	施設所の名称・所在地	変更年月日
変更後	吉田 俊弥	イーグル整骨院東船岡店 柴田郡柴田町船岡新栄四・六・五 イーグル整骨院中田店 仙台市太白区中田町字法地北十九	平成二十四年四月一日

○宮城県告示第四百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者と

して、次のとおり指定した。

平成二十四年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七〇七〇〇八四〇	事業所の名称及び所在地 有会社よつば介護サービス 名取市手倉田字八幡百六十 四番地	事業者の名称又は氏名 有会社よつば介護サービス	指定年月日 平成二十四年 三月一日
○四七五五〇二五五五	アサヒサンクリン在宅介護センター 仙台市泉区将監一丁目十三番一 号	アサヒサンクリン株式会社	平成二十四年 三月一日
○四七五一〇三六七七	サニーライフ仙台青葉訪問介護事業所 仙台市青葉区南吉成三丁目一番三十一	株式会社川島コーポレーション	平成二十四年 三月一日
○四七五四〇二四七五	ももの花ケアサービス 仙台市太白区中田五丁目十六番八号	株式会社ヴァーネス	平成二十四年 三月十五日

二 訪問看護

介護保険事業所番号 ○四六五四九〇二三四	事業所の名称及び所在地 こころサポート太白訪問看護ステーション 仙台市太白区大野田王ノ檀三十九番地の一リバーサイド三樹一号館一〇四号	事業者の名称又は氏名 宮城訪問看護ステーション株式会社	指定年月日 平成二十四年 三月十五日
-------------------------	--	--------------------------------	--------------------------

三 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇七〇〇八三一	事業所の名称及び所在地 ライフクオリティ名取駅西名取市手倉田字八幡四百二十八番地の一	事業者の名称又は氏名 株式会社京王ズライフクオリティ	指定年月日 平成二十四年 三月一日
○四七〇九〇〇五四九	ポラリスデイサービスセンター 多賀城市町前三丁目一番三十九号	株式会社ポラリス	平成二十四年 三月一日
○四七一三〇一五三一	大清水デイサービス	合同会社サーパス	平成二十四年

四 短期入所生活介護

○四七一五〇一八七四	栗原市高清水小山田十二番四	デーブケア株式会社	平成二十四年 三月一日
○四七一五〇一八七四	大崎市田尻小松字土手下九十三番地一	株式会社ショウケイヘルスケア研究所	平成二十四年 三月一日
○四七一五〇一八七四	宮城郡松島町磯崎字西ノ浜五十九番五	株式会社松島の館	平成二十四年 三月一日

介護保険事業所番号 ○四七五一〇三五六〇	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホームせんじゆこニツト型 仙台市青葉区西勝山十四番十号	社会福祉法人大樹	指定年月日 平成二十四年 三月一日
○四七五一〇三五七八	特別養護老人ホームせんじゆ従来型 仙台市青葉区西勝山十四番十号	社会福祉法人大樹	平成二十四年 三月一日

○宮城県告示第四百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十四年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七五二〇三六八五	事業所の名称及び所在地 サニーライフ仙台青葉居宅介護支援事業所 仙台市青葉区南吉成三丁目一番三十一	事業者の名称 株式会社川島コーポレーション	指定年月日 平成二十四年 三月一日
○四七一四〇〇六一四	ケアプランセンターたんぼ 東松島市小松字上前柳百七十一	株式会社たんぼぼ	平成二十四年 三月十五日

○宮城県告示第四百三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十二条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十四年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七〇七〇〇八四〇	事業所の名称及び所在地 有限会社よつば介護サービス 名取市手倉田字八幡百六十 四番地	事業者の名称又は氏名 有限会社よつば介護サ ビス	指定年月日 平成二十四年 三月一日
〇四七五五〇二五五五	アサヒサンククリン在宅介 護センター泉 仙台市泉区将監一丁目十三 番一号	アサヒサンククリン株式 会社	平成二十四年 三月一日
〇四七五一〇三六七七	サニーライフ仙台青葉訪問 介護事業所 仙台市青葉区南吉成三丁目 一番三十一	株式会社川島コーポレ ーション	平成二十四年 三月一日
〇四七五四〇二四七五	ももの花ケアサービス 仙台市太白区中田五丁目十 六番八号	株式会社ヴァーネス	平成二十四年 三月十五日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号 〇四六五四九〇一三三四	事業所の名称及び所在地 こころサポート太白訪問看 護ステーション 仙台市太白区大野田王ノ檀 三十九番地のーリパーサイ ド三樹一号館二〇四号	事業者の名称又は氏名 宮城訪問看護ステーショ ン株式会社	指定年月日 平成二十四年 三月十五日
--------------------------	--	------------------------------------	--------------------------

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七〇七〇〇八三二	事業所の名称及び所在地 ライフクオリティ名取駅西 名取市手倉田字八幡四百二 十八番地のー	事業者の名称又は氏名 株式会社京王ズライフク オリティ	指定年月日 平成二十四年 三月一日
〇四七〇九〇〇五四九	ポラリスデイサービスセン ター多賀城 多賀城市町前三丁目一番三 十九号	株式会社ポラリス	平成二十四年 三月一日
〇四七一三〇一五三一	大清水デイサービス 栗原市高清水小山田十二番 四	合同会社サーパス	平成二十四年 三月一日
〇四七一五〇一八七四	デイサービス孫の手	ディーケア株式会社	平成二十四年

〇四七二六〇〇六九一	大崎市田尻小松字土手下九 十三番地一	株式会社ショウケイヘル スクエア研究所	平成二十四年 三月一日
------------	-----------------------	------------------------	----------------

四 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号 〇四七五一〇三五六〇	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホームせんじ ゆに二ツト型 仙台市青葉区西勝山十四番 十号	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人大樹	指定年月日 平成二十四年 三月一日
〇四七五一〇三五七八	特別養護老人ホームせんじ ゆ従来型 仙台市青葉区西勝山十四番 十号	社会福祉法人大樹	平成二十四年 三月一日

〇宮城県告示第四百四十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業  
者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成二十四年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七二二〇〇九四八	事業所の名称及び所在地 ジェイエイ仙南サービス 柴田郡柴田町西船迫一丁目 十番地の三	事業者の名称又は氏名 株式会社ジェイエイ仙南 サービス	廃止年月日 平成二十四年 三月三十一日
〇四七五二〇〇一〇一	エルケア東北宮町ケアセン ター 仙台市青葉区宮町四丁目五 番四十三号山十七ビル一〇六	エルケア東北株式会社	平成二十四年 三月三十一日
〇四七五二〇〇一〇一	ケアグループ木もれび 仙台市宮城野区鶴ヶ谷七丁 目二十一番二号	生活協同組合あいコープ みやぎ	平成二十四年 三月三十一日
〇四七五四〇〇六〇二	介護支援センターさくら 仙台市太白区泉崎二丁目二 十三番七号	有限会社さくら	平成二十四年 三月三十一日

二 訪問入浴介護

〇四七二五〇二二三	大崎市社会福祉協議会鳴子訪問入浴サービス	大崎市鳴子温泉末沢一番地	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	平成二十四年三月三十一日
〇四七二五〇二三九	大崎市社会福祉協議会鹿島台訪問入浴サービス	大崎市鹿島台平渡字上敷十九番七	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	平成二十四年三月三十一日

三 訪問看護

〇四六一三九〇〇三一	一迫訪問看護ステーション栗原市一迫真坂字新道満六一	社会福祉法人宮城福祉会	平成二十四年三月三十一日
------------	---------------------------	-------------	--------------

四 通所介護

〇四七二四〇〇三三三	鳴瀬デイサービスセンター東松島市大塚字長浜二百六十九番地の一	社会福祉法人やすらぎ会	平成二十四年三月三十一日
〇四七三三〇〇五六	女川町デイサービスセンター	女川町社会福祉協議会	平成二十四年三月三十一日
〇四七五二〇〇三五	ミニデイサービスセンター木もれび	生活協同組合あいコープみやぎ	平成二十四年三月三十一日
〇四七五三〇〇一三三	荒浜デイサービスセンター仙台市若林区荒浜字一本杉南十一番一号	社会福祉法人愛泉会	平成二十四年三月三十一日

五 短期入所生活介護

〇四七一四〇〇〇二八	特別養護老人ホーム不老園東松島市大塚字長浜二百六十九番地	社会福祉法人やすらぎ会	平成二十四年三月三十一日
------------	------------------------------	-------------	--------------

六 福祉用具貸与

〇四七二四〇〇三三三	特定非営利活動法人にこにこケアサービス	特定非営利活動法人にこにこケアサービス	平成二十四年三月三十一日
〇四七二二〇〇六四八	株式会社セリオ	株式会社セリオ	平成二十四年三月三十一日

七 特定福祉用具販売

〇四七二四〇〇三三三	特定非営利活動法人にこにこケアサービス	特定非営利活動法人にこにこケアサービス	平成二十四年三月三十一日
------------	---------------------	---------------------	--------------

〇宮城県告示第四百四十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十四年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七二〇一六七四	なのはな居宅介護支援センター	株式会社イコール	平成二十四年三月三十一日
〇四七一〇〇二七一	居宅支援事業所まごのて	有限会社まごのて	平成二十四年三月三十一日
〇四七二二〇〇七四〇	ふなおか介護支援センター	社会福祉法人常盤福祉会	平成二十四年三月三十一日
〇四七二二〇〇七五七	つきのき介護支援センター	社会福祉法人常盤福祉会	平成二十四年三月三十一日
〇四七二二〇〇九四八	ジェイエイ仙南サービス	株式会社ジェイエイ仙南サービス	平成二十四年三月三十一日

〇四七五一〇三三七	柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三	社会福祉法人愛泉会	平成二十四年三月三十一日
〇四七五二〇〇五一	指定居宅介護支援事業所・木もれび 仙台市宮城野区鶴ヶ谷七丁目二十一、二	生活協同組合あいコープみやぎ	平成二十四年三月三十一日
〇四七五四〇六〇二	介護支援センターさくら 仙台市太白区泉崎二丁目二十三番七号	有限会社さくら	平成二十四年三月三十一日

○宮城県告示第四百四十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十一条の規定により、指定介護老人福祉施設から次のとおり辞退する旨届出があった。

平成二十四年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七二四〇〇二八	施設の名称及び所在地 特別養護老人ホーム不老園 東松島市大塚字長浜二百六十九番地	開設者の名称 社会福祉法人やすらぎ会	辞退年月日 平成二十四年三月三十一日
------------------------	--	-----------------------	-----------------------

○宮城県告示第四百四十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり辞退する旨届出があった。

平成二十四年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四一五一〇一一三	施設の名称及び所在地 貝山中央病院 仙台市青葉区大町二・十二・八	開設者の名称又は氏名 医療法人貝山仁済会	辞退年月日 平成二十四年三月三十一日
------------------------	--	-------------------------	-----------------------

○宮城県告示第四百四十四号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十四年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名 下多田川	事業の名称 経営体育成基盤整備事業	工事完了年月日 平成二十三年六月十五日
-------------	----------------------	------------------------

○宮城県告示第四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十四年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
登米市迫町新田字苗代沢四九の一
- 二 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

○宮城県告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
亘理郡山元町真庭字新田五の二、三一の九
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

○宮城県告示第四百四十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十四年五月二日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設可設番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
有限会社黒須建築 黒須 利昭	角田市島田字桜井八十二	般・二十二 第一万九百五十二号	全部廃業 一般建設業 大工工事業	平成二十四年 四月十日
有限会社チハホ Iムス 千葉 慎一	角田市横倉字関ノ内三 十六・七十	般・二十三 第一万九百八十六号	一部廃業 一般建設業	平成二十四年 四月十一日
中央管繕サービ ス株式会社 佐藤 洋子	仙台市若林区遠見塚二 丁目二十七・九	般・十九 第一万二千七百七号	全部廃業 一般建設業 大工工事業 とび・土工事業 塗装工事業 内装仕上工事業	平成二十四年 四月四日
有限会社システ ム電気産業 鈴木 公平	巨理郡巨理町荒浜字御 狩屋百四十八・二	般・二十一 第一万七千三百三十三号	全部廃業 一般建設業 電気工事業	平成二十四年 四月十三日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第四百四十八号

旧迫川右岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十四年五月七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年五月十五日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸